

岐阜県公報

目次

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

(人事課)

一

訓令

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

(人事課)

二

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

(同)

二

規則

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県事務委任規則の一部を改正する規則

岐阜県事務委任規則(昭和四十三年岐阜県規則第百二十五号)の一部を次のように改正する。

別表第三保健所長の部十九の二の項第四号中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同項第五号中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改め、同表建築事務所長の部十八の項第一号中「第六条第一項」の下に「(法第八条第二項において準用する場合を含む。)」を、「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、「(法第八条第二項において準用する場合を含む。次号及び第三号において同じ。)」を削り、同項第二号中「第六条第三項」の下に「(法第八条第二項において準用する場合を含む。)」を加え、同項第三号中「第七条」の下に「(法第八条第二項において準用する場合を含む。)」を、「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加え、同表食肉衛生検査所長の部四の項第四号中「第三十八条第二項」を「第五十三条第二項」に改め、同項第五号中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。

附則

この規則は、令和四年十月一日から施行する。

訓 令 甲

岐阜県訓令甲第二十九号

庁中一般
各現地機関

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県事務決裁規程（昭和四十三年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第三医療福祉連携推進課の表三の項中「及び」を「、」に改め、「令」といつ。この下に「及び保健師助産師看護師法施行規則（昭和二十六年厚生省令第三十四号。以下この項中「省令」といつ。）を加え、同項部長専決事項の欄に次の一号を加える。

9 省令第二十八号の二第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定による試験の無効の決定及び受験の不許可

別表第三医療福祉連携推進課の表三の項部長専決事項の欄第一号中「及び令」を「令及び省令」に改める。

別表第三生活衛生課の表二十四の項部長専決事項の欄第三号中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。

別表第三労働雇用課の表に次のように加える。

九 労働者協同組
合法（令和二年
法律第七十八
号。以下この項
中「法」といつ。）
の施行事務

1 第六十条（法
第五十三条第八
項において読み
替えて準用する
場合及び法第九
十四条第二項に
おいて準用する
場合を含む。）の
承認
1 部長専決事項を除
く法の施行に關する
事務

- 2 法第九十四条の二の認定
- 3 法第九十四条の十九第一項及び第二項の規定による認定の取消し
- 4 法第二百七十七条第一項から第四項までの規定による命令等
- 5 法附則第二十条第三項（同条第四項又は法附則第二十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認の取消し
- 6 法附則第二十四条第二項の確認

別表第三農村振興課の表七の項部長専決事項の欄第一号中「同条第十二項」を「同条第二十八項」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

岐阜県訓令甲第三十号

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和四年九月三十日

岐阜県知事 古 田 肇

庁中一般
各現地機関

岐阜県現地機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

岐阜県現地機関事務決裁規程（昭和四十四年岐阜県訓令甲第十九号）の一部を次のように改正する。

別表第二保健所及び保健所に置かれる事務所一の表二十二の二の項所長決裁事項の欄第三号中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。

別表第二建築事務所の表十七の二の項所長決裁事項の欄第一号中「長期優良住宅建築等計画」の下に「又は長期優良住宅維持保全計画」を加える。

別表第二食肉衛生検査所の表四の項所長決裁事項の欄第三号中「第三十八条第五項」を「第五十三条第五項」に改める。

附 則

この訓令は、令和四年十月一日から施行する。

令和四年九月三十日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編

集

岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社